

緊急一時保育事業実施要綱

社会福祉法人 東京家庭学校

社会福祉法人 東京家庭学校 緊急一次保育事業実施要綱

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この要綱は、杉並区緊急一時保育事業実施要綱（平成2年3月1日杉児保発第519号）に基づき保護者又は家族の疾病、出産等により、緊急に保護を必要とする子どもを保育所において一時的に保育し、児童福祉の増進に資することを目的とする。
- 2 この事業の主体は杉並区が行うこととし、第 2 条以降は杉並区緊急一時保育事業実施要綱（平成2年3月1日杉児保発第519号）の同文に準ずる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「緊急一時保育」とは、保護者又は家族の疾病、出産等により緊急に保護を必要とする子どもを保育所において一時的に保育することをいう。
 - (2) 「保育所」とは、杉並区立保育所条例(昭和36年杉並区条例第19号)第1条に規定する保育所をいう。
 - (3) 「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に養育する者をいう。

(事業の対象)

- 第 3 条 緊急一時保育の対象とする子どもは、区内に居住し、小学校就学前の健康な子どもで次の各号の一に該当し、一時的に保育に欠ける状態にあって、緊急に保育を必要とする者とする。
- (1) 保護者が死亡、行方不明等で不在のとき。
 - (2) 保護者が病気又は出産で入院するとき。
 - (3) 保護者が入院する同居親族の看護に当たるとき。
 - (4) 保護者が災害復旧活動に従事するとき。
 - (5) その他区長が特に必要と認めるとき。

(定員)

- 第 4 条 緊急一時保育により保育する子どもの定員は、保育所1園につき子ども1人とする。ただし、該当する子どもが兄弟姉妹の場合はこの限りでない。

(保育期間)

- 第 5 条 緊急一時保育の期間は、1か月以内とする。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、延長することができる。

(保育日)

- 第 6 条 緊急一時保育の実施日は、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。
- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (2) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
 - (3) その他区長が定める日

(保育時間)

- 第 7 条 緊急一時保育の保育時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、保育時間を延長することができる。

第 2 章 手 続 き

(申込み)

第8条 緊急一時保育を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、緊急一時保育申込書(第1号様式)に、別に定める書類を添えて区長に申し込まなければならない。

(受 託)

第9条 区長は前条の申込みがあったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、保育所を定めて、受託通知書(第5号様式)を申込者に交付し、当該保育所に受託した旨を通知するものとする。

- 2 保育所に受託した子どもは、保育所での面接を受けなければならない。
- 3 保育所は、子どもを受託したときは、速やかに受託届(第6号様式)を保健福祉部保育課長(以下「保育課長」という。)に送付しなければならない。

(保育の終了)

第10条 保育所は、保育が終了したときは、速やかに児童受託終了届(第7号様式)及び児童受託状況報告書(第8号様式)により、保育課長に届け出なければならない。

- 2 保育所は、受託期間が翌月に掛かるときは、月毎に児童受託状況報告書(第8号様式)により保育課長に報告しなければならない。

第 3 章 負 担 金

(負担金)

第11条 保育所が受託する保護者負担金(以下「負担金」という。)は、保育する子ども1人につき日額1,300円とする。

- 2 第7条のただし書の規定により、保育時間を延長したときの負担金は、1時間につき400円とする。
- 3 区長は、生活保護世帯及び住民税非課税世帯については、保護者の申請に基づき前2項に規定する負担金を免除することができる。

(負担金の支払)

第12条 保育所に緊急一時保育を委託した保護者は、前条に定める負担金を区長の指定する期日までに、区長の指定する方法により支払わなければならない。

第 4 章 雑 則

(保護者に対する指導)

第13条 区長は、契約期間が満了したときは、その旨を保護者に連絡し、適切な指導を行うものとする。

- 2 受託期間が1か月をすぎてもなお、受託理由が消滅しないときは、区長は保護者に対し、保育の実施の申込みについて勧奨することができる。

(連絡調整)

第14条 保育課長は、保護者及び保育所との連絡を密にし、緊急一時保育事業が円滑に行われるよう努めなければならない。

(委託)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

杉並区における附則（平成2年3月1日杉児保発第519号）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日杉児保発第662号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。